



# 令和8年度 兵庫県職員 再採用選考試験 ( Rejoin Hyogo 採用制度)

## 1 職種・採用予定人員・職務内容

職種	職務内容
総合事務職	本庁又は地方機関で行う地域創生、広報、防災、税務、福祉、保健、商工、労働、国際交流、農林水産、土木等の総合行政事務
児童福祉司	こども家庭センター（一時保護所を含む）などで行う児童などの相談、調査、指導、措置などの専門的業務
心理判定員	こども家庭センター（一時保護所を含む）などで行う心理判定などの専門的業務
保健師	本庁、健康福祉事務所（保健所）などで行う保健指導などの専門的業務
農学職	本庁、農林（水産）振興事務所、農業改良普及センター及び県立農林水産技術総合センターなどで行う農業（畜産を含む）の振興に関する専門的業務
林学職	本庁、農林（水産）振興事務所及び県立農林水産技術総合センターなどで行う林業の振興や森林の整備・保全に関する専門的業務
水産職	本庁、農林水産振興事務所及び県立農林水産技術総合センターなどで行う水産業の振興に関する専門的業務
環境科学職	本庁、県民局などで行う環境に関する指導、調査、試験研究などの専門的業務
総合土木職	本庁、土木事務所などで行う土木事業（造園など緑化、景観に関する土木事業を含む）など、又は本庁、土地改良事務所などで行う農業農村整備事業などの専門的業務
建築職	本庁、土木事務所などで行う都市計画、市街地整備、建築指導、設計監督などの専門的業務
機械職	本庁、土木事務所、水道事務所などで行う機械関係の専門的業務
電気職	本庁、土木事務所、水道事務所などで行う電気関係の専門的業務
獣医師	公衆衛生事業又は家畜衛生事業などの専門的業務
産業技術職※ <sup>1</sup>	県立工業技術センター及び本庁、県民局等で行う工業技術の振興に関する業務における各系統に関する試験・研究、技術指導等の業務
職業訓練指導員※ <sup>2</sup>	県立ものづくり大学校、県立但馬技術大学校、県立高等技術専門学院等で行う訓練生に対する教育指導等の専門的業務
海技職	知事部局の県立農林水産技術総合センター等での漁業調査船・漁業取締船の運航及び漁業調査、漁業取締等の業務
薬剤師	本庁、健康福祉事務所（保健所）、健康科学研究所などで行う公衆衛生に関する専門的業務又は、県立病院などで行う調剤、薬剤管理指導
栄養士	本庁、健康福祉事務所（保健所）、県立病院などで行う栄養指導などの専門的業務
診療放射線技師	本庁、健康福祉事務所（保健所）などで行う公衆衛生に関する専門的業務又は、県立病院などで行う診療放射線業務などの専門的業務
臨床検査技師	本庁、健康福祉事務所（保健所）などで行う公衆衛生に関する専門的業務又は、県立病院などで行う検査などの専門的業務

採用予定人員：各職種若干名

注) 充足状況によっては、募集を停止することがあります。募集中の職種は県ホームページをご確認ください。

※<sup>1</sup> 機械系、無機材料系、有機化学系、食品・バイオ系

※<sup>2</sup> 情報・事務系、電気・設備系、建築系、機械・製図系、自動車系

## 2 受験資格

### (1) 受験資格

1967(昭和42)年4月2日以降に生まれた人(2027(令和9)年4月1日現在**59歳以下**)で、以下の資格等を満たした人に限ります。

職種	資格等
全 職 種	受験を希望する職種において、過去に本県の常勤職員(臨時的任用職員、任期付職員を除く)として、3年以上の在職期間を有すること ただし、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師については、退職時に知事部局の在籍者であること

※受験資格を満たすかどうか判断が難しい場合は、お問い合わせください。

### (2) その他

ア 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

(ア) 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する人

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(イ) 1999(平成11)年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)

イ 総合事務職を除き、日本国籍を有しない人も受験できますが、本庁課長級以上のうち県行政の企画・立案及び決定に参画する職には任用されません。なお、日本国籍を有していない場合は、採用予定日までに就労するために必要な在留資格の取得が必要です。

ウ 令和8年度に本試験を受験した者

## 3 申込方法・受付期間

インターネットで申し込んでください。申込は、1人1回に限ります。重複申込があった場合は最初の申込を有効とします。

受験申込において、入力いただく「自己PRカード」は、県職員の志望動機、これまでの経験などを通じて責任感や使命感、傾聴力、行動力、協調性、向上心等をPRするもので、個別面接時の参考資料として使用します。

※申込(「自己PRカード」・「職務の級に関する申出」の提出を含む)は「兵庫県電子申請システム」を利用してください。

申込方法	「兵庫県電子申請システム」にアクセスして、画面の指示に従って申し込んでください。 受験申込のページ <a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk28/jinzai/rejoin.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk28/jinzai/rejoin.html</a> ➤ 申込内容の審査終了後「受験票」及び「受験申込整理票」を発行しますので、各自でダウンロードのうえプリントアウトし、口述試験日に必ず持参してください(審査終了までの間に申請状況照会を行うと「処理中(返信未)」と表示されます)。 ➤ パソコンの環境等により利用できない場合があります。 ➤ 使用されるパソコンや通信回線の障害によるトラブル等に関しては、一切責任を負いません。
受付期間	令和8年4月30日(木)10時 ~ 令和9年1月29日(金)17時(受信有効)

※1 受付期間中に正常に受信したものを有効とします。受験申込の前に「利用者登録」を済ませておく必要があるほか、送受信に時間がかかる場合がありますので、早めに申込手続を行ってください。

※2 申込日から概ね1カ月以内に「審査終了連絡」(受験票などの発行案内通知)を電子メールで行いますが、1カ月を経過しても届かない場合は、総務部職員局人事課へ電話で照会してください。

※3 車いすを使用したり、身体障害者補助犬を同伴する場合など、受験上の配慮が必要な方は、受験申込時に申し出てください。電子メールによる場合は、次のアドレス(jinjika@pref.hyogo.lg.jp)へ送信してください。

※4 入力いただいた個人情報は試験実施及び採用関係事務に使用します。

## 4 試験日・試験会場・合格発表

区分	試験日	試験会場	合格発表
口述試験 (面接)	申込後概ね 2カ月以内に 県が指定する日	神戸市内の会議室等	試験日以後、 概ね1カ月以内に郵送 で行います。

- ※1 集合時間は、受験票で案内します。
- ※2 試験会場及び会場周辺は禁煙です。
- ※3 試験会場のゴミ箱は利用できませんので、ゴミは必ず各自で持ち帰ってください。
- ※4 試験会場への乗用車・単車などの乗入や試験会場周辺での駐車は禁止します(受験者の家族などが送迎する場合も同様)。必ず公共交通機関を利用してください。
- ※5 悪天候等による試験実施の変更は、申込時に登録されているメールアドレスまでお知らせします。
- ※6 合格者あての通知書は、申込時に記載された住所あてに送付します。

## 5 試験方法・内容

職種	種目	内容
全職種	口述試験	1人20～30分程度で、責任感、柔軟性、行動力、表現力、積極性及び適応性について、個別面接を行います。

## 6 主な勤務条件等

### (1) 初任給

原則、退職時の級・号給(基本給月額)を基準に、職員の給与等に関する条例に基づき、退職後の経験年数に応じた号給の加算を行い、初任給を決定します。(退職時に主事級・副主任級であった者は、経験年数を踏まえて、副主任級・主任級の採用となる可能性があります。)

退職時に行政職5級※(研究職3級)以上であった者で、下位の職務の級での再採用を希望する場合は、受験申込時に「自己PRカード」とともに「職務の級に関する申出」をご提出ください。(受験申込時に「兵庫県電子申請システム」で入力が必要です。)

※R6.4以降の行政職給料表における新級

### (2) 勤務時間・休暇等

勤務時間：7時間45分勤務、原則として月曜～金曜の完全週休2日制

(職種や配属先によっては、夜間当直・交代制勤務がある場合があります)

年次休暇：1年間に20日(4月新規採用者は15日)、一定の日数を繰り越すことができます。

特別休暇：夏季(5日間)、結婚(5日間)、出産、忌引など

その他、育児休業、育児短時間勤務、介護休暇、フレックスタイム制などワークライフバランスに配慮した制度があります。

## 7 その他

令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもと接する業務の従事者については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要です。

### ア 児童福祉司及び心理判定員を受験する人

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認します。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、**採用しないことがあります**ので、あらかじめご了承ください。

### イ 児童福祉司及び心理判定員以外を受験する人

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、**当該業務に従事することができません**ので、あらかじめご了承ください。

※「特定性犯罪」「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。

## 8 採用時期

原則として、令和9年4月1日  
ただし、欠員や職種の状況等を踏まえて、上記以外となる場合があります。

## 9 申込・問い合わせ先

### 兵庫県総務部職員局人事課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1（兵庫県庁第2号館10階）

電話：078-362-3077（直通）

（電話での問合せは、平日9時～17時 土曜日、日曜日及び祝日は受付できません）

F A X：078-362-3940

メール：jinjika@pref.hyogo.lg.jp